

令和7年度

任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業

# K-ねっと FAQ (Vol.3)

- 都道府県によるバックアップ機能の強化の観点から、K-ねっとに寄せられた相談をもとに、市町村・中核機関を都道府県や都道府県社協の担当職員、都道府県が設置する専門アドバイザーや市町村・中核機関を主な対象として、FAQを作成しました。
- FAQの最終ページには、参考となる資料のリンク先も掲載しています。そちらも併せてご確認いただき、管内の市区町村、中核機関の職員の方々への助言や情報提供にお役立てください。

令和8年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。  
その後の法律・制度の改正等により、  
内容が変更される場合があります。

## Q1

受任調整会議の構成員として参加している専門職が、会議で検討した事案を自ら受任することは問題ないでしょうか

### ① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

#### A1

受任調整会議に出席する専門職は、基本的には助言に徹し、直接受任しないというルールであれば、利益誘導の問題や中核機関の中立性は保たれやすいと思われます。

しかし、専門職が少なく、担い手が不足している地域もあり、本人にとってふさわしい候補者を会議で検討した結果、会議出席者自身が候補者となり受任する場合があります。

そのような場合は、客観性や透明性を確保する観点から、受任調整会議の記録を作成する際に、検討の経緯や候補者選任の理由について、とくに注意して記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

都道府県としては、市町村が地域の担い手の状況に応じて柔軟に運用しつつも、第三者から見て選任の妥当性が疑われないような「記録の標準化」を支援することが重要です。

### ② 市町村・中核機関向け

#### A1

受任調整会議に出席する専門職は、基本的には助言に徹し、直接受任しないというルールを基本とすることで、利益誘導の防止や中核機関の中立性を保ちやすくなります。

一方で、専門職の数が限られ、担い手が不足している地域では、検討の結果、出席者自身が最もふさわしい候補者として選任されるケースも現実起こり得ます。

こうした場合には、選任プロセスの客観性と透明性を担保するため、会議録において「なぜその人が選ばれたのか」「他に候補はいなかったのか」といった検討の経緯や選任理由を詳細に記録してください。適切な記録は、地域の貴重な担い手である専門職と中核機関の信頼を守ることにもつながります。

#### 【参考】

令和3年度 K-ねっと報告書(P.17)

[https://www.zcwvc.net/member/research/res\\_advocacy/](https://www.zcwvc.net/member/research/res_advocacy/)

## Q2

専門職団体に後見人等の候補者推薦を依頼する際、受任調整の段階で本人の個人情報共有してよいでしょうか。

### ① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

#### A2

個人情報の提供は、本人の同意を得た上で行うことが原則です。都道府県としては、市町村が相談の初期段階から「必要な範囲での情報提供」について本人からあらかじめ同意を得られるよう、適切な業務フローの確立を助言することが重要です。

加えて、専門職団体と「情報提供の様式」や「守秘義務」に関する申し合わせを行い、地域の担い手が安心して連携できる多層的な地域連携ネットワークを整えるよう促してください。

情報の共有範囲については、各市町村の協議会等の場で、地域の実情に応じた共通認識を形成しておくことが有効です。

また、本人の権利擁護支援を推進するため、受任調整会議において「本人と候補者の顔合わせ」の必要性を検討するよう、市町村へ働きかけることも重要です。

本人と候補者の顔合わせは、本人が安心して制度を利用できる配慮でもあり、本人の制度利用に関わる意思決定支援を確保することにもつながります。また、候補者にとっても本人の価値観や嗜好、状況などを知る機会にもなります。双方にもメリットがある取組として、管内市町村へ実践事例を情報提供することも、都道府県の重要な役割です。

### ② 市町村・中核機関向け

#### A2

受任調整会議に出席する専門職は、基本的には助言に徹し、直接受任しないというルールを原則とすることで、利益誘導の防止や中核機関の中立性を保ちやすくなります。

一方で、専門職の数が限られ、担い手が不足している地域では、検討の結果、出席者自身が最もふさわしい候補者として選任されるケースも現実に起こり得ます。

こうした場合には、選任プロセスの客観性と透明性を担保するため、会議録において「なぜその人が選ばれたのか」「他に候補はいなかったのか」といった検討の経緯や選任理由を詳細に記録してください。適切な記録は、地域の貴重な担い手である専門職と中核機関の信頼を守ることににつながります。

また、候補者の絞り込みとあわせて、受任調整会議において「本人と候補者の顔合わせ」の必要性についても検討してみてください。本人同意の上で実際に顔合わせを実施し、お互いを知る機会を設ける取組は、各地で広がっています。

本人と候補者の顔合わせは、本人が安心して制度を利用するための配慮であるとともに、本人の意思決定支援を確保する重要なプロセスです。また、候補者にとっても、本人の価値観や嗜好、生活状況を直接知る貴重な機会となります。双方にとってメリットのある有効な取組です。

○「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」P.256～257「個人情報の取り扱い」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622\\_00021.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html)

### Q3

中核機関として相談を受ける中で、医療機関と連携することが増えています。身寄りがない人が医療を受ける際、医療の現場における後見人等の役割とその関わりの方法について参考になる資料はありますか？

#### ① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

##### A3

医療関係者との連携にあたっては、厚生労働省医政局の通知(令和元年6月3日)により示されている「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」や、その事例集(令和4年8月12日)が極めて重要な指針となります。

医療機関に対し、行政や中核機関が直接伝えるほか、外部の専門職や都道府県専門アドバイザーなど第三者の立場から助言することも、現場の混乱を解きほぐす上で有効です。

都道府県としては、成年後見制度の目的や後見人等の役割について、研修等を通じて病院や福祉施設等へ普及を図るなど、関係者の権利擁護支援と制度への理解を深めていくことが期待されます。

#### ② 市町村・中核機関向け

##### A3

医療現場との連携には、国の指針である「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(令和元年)」および「同事例集(令和4年)」が活用いただけます。

これらの資料を根拠に、後見人等ができること・できないことを医療機関と共有することが重要です。市町村や中核機関から直接説明するだけでなく、都道府県専門アドバイザー等の第三者からの助言を得ることも、円滑な合意形成には有効です。

また、医療機関等の関係機関との連携を推進している地域包括支援センターの取組(地域ケア会議や研修会等)と協働して、日頃から病院や施設等に対して、後見人等の役割を周知しておくことは、いざという時の迅速な連携につながります。

医療機関を地域の重要な地域連携ネットワークの一員と捉え、顔の見える関係を築いておくことが、権利擁護支援が必要な人を支える体制の整備に大きく寄与します。

【参考】

○身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

○「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

#### Q4

福祉関係者を中心とした支援チームに法律専門職の後見人が加わり、支援方針について話し合っています。

後見人は、「チームで決めたことに従います」というスタンスで、これに対して福祉関係者からは、後見人にもう少し主体的に意見を出して欲しいという声があがっています。中核機関としてどのようにチームに関わったらよいでしょうか。

#### ① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

##### A4

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」では、後見人等が単独で判断するのではなく、チームの一員として意思決定支援に関わっていくことを基本的な考え方としています。

中核機関として、後見人の役割についてチーム全体で改めて共通認識を持つ機会をつくるなど、後見人を孤立させないサポートが重要です。

上記のような事例の場合、具体的には、法律専門職に対し、どの部分について後見人としての意見(法的な判断や身上保護の方針等)を求めているのかを事前に明確に伝える工夫が有効です。また、福祉関係の専門用語を平易に解説するなどの配慮も求められます。

都道府県としては、中核機関がこうした多職種連携の調整役(コーディネーター)として機能し、地域連携ネットワークが強化できるよう、研修や助言を通じて支援することが期待されます。

#### ② 市町村・中核機関向け

##### A4

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づき、後見人がチームの一員として適切に役割を果たせるよう、中核機関がコーディネートしてチームづくりをサポートすることが重要です。

会議を円滑に進めるため、上記のような事例の場合、法律専門職に対しては「この事項についての後見人としての見解が欲しい」と事前に具体的に伝えておくなどの工夫が考えられます。

また、福祉の専門用語を噛み砕いて共有し、後見人等が議論に加わりやすい環境を整えましょう。後見人を孤立させないことが、ご本人の意思を尊重した支援に繋がります。

もし、専門職との意思疎通が著しく困難な場合などは、地域の権利擁護支援の担い手としての信頼関係を維持するため、所属する専門職団体に相談し、適切な連携のあり方を模索することも一つの選択肢です。

#### 【参考】

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン (2020年10月30日意思決定支援ワーキング・グループ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>

## Q5

中核機関を設置し、個別事例の相談が増えてきました。専門的な観点から助言をもらうために、どのようなやり方があるでしょうか。

### ③ 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

#### A5

都道府県において、個別事例の相談にも対応する相談窓口や都道府県専門アドバイザー（権利擁護支援総合アドバイザー）を設置し、市町村に派遣したり、オンラインで相談を受ける仕組みづくりが始まっています。

また、市町村において、専門職団体と協議して、依頼内容や方法、費用等を決め、アドバイザー契約を締結するなど、助言を得られるような体制づくりを進めている地域もあります。

都道府県においては、都道府県域での専門職・専門職団体との連携を一層推進するとともに、各市町村における専門職との連携の工夫や財源等について情報収集し、共有することも期待されます。

広域的な視点から、市町村が単独で確保しにくい高度な専門性を、都道府県の多層的な地域連携ネットワークを活かして提供・調整することが求められます。

### ④ 市町村・中核機関向け

#### A5

都道府県では、個別事例の相談にも対応可能な相談窓口や都道府県専門アドバイザー（権利擁護支援総合アドバイザー）を市町村へ派遣したり、オンラインで相談を受け付けたりする仕組みの整備が進んでいます。

まずはこうした広域的な支援制度の活用を検討してください。

また、自市町村において、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）と協議し、依頼方法や費用を定めたアドバイザー契約を締結するなど、日常的に助言を得られる体制を構築している地域もあります。

こうした工夫により、現場の担当者が困難事例を抱え込まず、適切なタイミングで専門的知見を取り入れることが可能となります。専門職との連携を強化することは、権利擁護支援の強化と職員の負担軽減の双方に寄与します。

## ○関連サイト リンク一覧○

・厚生労働省 HP「成年後見制度利用促進」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

※事務連絡や、成年後見制度利用促進専門家会議、基本計画・施策の実施状況等、各種手引等、ニュースレター、自治体事例紹介などをご覧ください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622\\_00020.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html)

➡成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622\\_00019.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html)

➡成年後見制度利用促進に関する自治体事例紹介

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622\\_00021.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html)

・成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

※本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビューを含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトからダウンロードすることができます。自治体・中核機関の方は、国が実施する成年後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできます。

※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレターよくある Q&A

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>

➡成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>

➡自治体・中核機関の取組事例検索

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>